

こちらのカレンダーは、広報から切り取って見やすい所に貼ってください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止により、やむを得ず中止になる場合があります。

7月

行事予定カレンダー



SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
				1 消費生活相談(予約制) (市役所) 13:30~16:00 中村年金事務所による 年金相談(予約制) (市役所) 10:00~15:00	2	3
4 きんちゃんバス 奥村整形外科(大治町) ☎445-5667	5 図書館	6	7	8 消費生活相談(予約制) (市役所) 13:30~16:00	9	10
11 きんちゃんバス 脳神経外科のぞみ クリニック(あま市) ☎443-5533	12 社会保険労務士による ねんきん相談(予約制) (市役所) 10:00~16:00 図書館	13 生活自立支援相談 (市役所) 9:00~正午	14 心配ごと相談所 弁護士による法律相談 (予約制) 結婚相談(予約制) (総合福祉センター) 13:00~16:00	15 消費生活相談(予約制) (市役所) 13:30~16:00 弁護士による無料相談 (予約制) 権利擁護や成年後見について (十四山支所) 13:00~15:50	16	17
18 きんちゃんバス こじま整形外科(奥西市) ☎25-9911	19 図書館	20 生活自立支援相談 (市役所) 9:00~正午 1学期終業式 (各小中学校)	21 成年後見制度について 無料相談(予約制)(市役所) 13:30~16:20 司法書士による相続・ 登記相談(予約制) (十四山総合福祉センター) 13:00~15:00	22 海の日 きんちゃんバス 駅前ふじたクリニック(あま市) ☎462-0222	23 スポーツの日 きんちゃんバス 小西整形外科(あま市) ☎875-7178	24
25 きんちゃんバス 小林クリニック(あま市) ☎444-4500	26 図書館	27	28 行政相談所 心配ごと相談所 (総合福祉センター) 13:00~16:00	29 消費生活相談(予約制) (市役所) 13:30~16:00 弁護士による法律相談 (予約制)(総合福祉センター) 13:00~16:00	30	31
8月1日 きんちゃんバス	2 図書館 ◀納期限▶ 固定資産税 2期 国民健康保険税 1期 後期高齢者医療保険料 1期 介護保険料 2期	※手話通訳者の設置 毎週水曜日(市役所)9:00~12:00 問 「心配ごと相談所」、「法律相談」および「結婚相談」、「司法書士による相談」は市社会福祉協議会 ☎65-8105				

令和3年7月

平日夜間・休日診療問い合わせ先



上記カレンダーに記載の当番医療機関については、都合により変更されることがありますので下記の消防署または救急医療情報センターへご確認の上、受診してください。

※午後5時以降は消防署へお尋ねください。 ※あま市・大治町の市外局番は052です。

●海部南部消防署 ☎52-0119 ●海部南部消防署北分署 ☎65-0119 ●救急医療情報センター ☎26-1133

診療日	受付時間	診療先
平日夜間および休日 (土・日・祝日)	内科・小児科	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内科および小児科については、当面の間、平日夜間と土曜日は休診とさせていただきます。 ※病状などのお問い合わせは、受付時間内に直接お電話してください。 ※診療再開については、決まり次第、市ホームページにてお知らせします。 問 海部地区急病診療所(☎25-5210) (津島市莪原町字郷西37) http://amaq.sakura.ne.jp
	平日夜間	
	土曜日	
	日・祝	
	日・祝	
歯科	日・祝	
外科	日・祝	
薬など	くすり・医療用品などに関する緊急の相談・質問などは右記へお問い合わせください。	津島海部薬剤師会 くすり安心電話 ☎090-2136-3858 開設時間 21:00~24:00

国民年金からのお知らせ

令和3年度申請免除の受け付けが始まります

失業や所得の減少などにより保険料の納付が経済的に難しい場合、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

※学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

保険料免除制度

所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

保険料納付猶予制度

20歳~50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付を後払いにできる制度です。

■免除となる所得の目安 (申請する年度の前年所得で審査されます。)

扶養人数	・全額免除 ・納付猶予	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
扶養なし	67万円	103万円	151万円	199万円
1人扶養 (ご夫婦のみ)	102万円	152万円	205万円	257万円
3人扶養 (ご夫婦、お子さん2人)	172万円	240万円	292万円	345万円

※「1人扶養」、「3人扶養」は、夫か妻のいずれかの方にのみ所得のある世帯の場合です。「3人扶養」の子はいずれも16歳未満の場合の目安です。

※上記の所得の目安は、標準的なモデルをもとに計算しています。所得の種類や控除額などによって免除に該当しない場合もあります。

■免除となる申請期間《7月分から翌年6月分まで》

・前年所得を審査する必要性から、申請は毎年必要です。
(継続審査希望のある方で、全額免除または納付猶予の承認を受けた方は、申請手続き不要です。)

※過去の期間については、申請日より、原則2年1か月前までさかのぼって申請できます。

■申請手続

- ▼受付期間 7月1日(木)から
- ▼申請窓口 市役所保険年金課・十四山支所
- ▼持ち物 年金手帳・印鑑
(失業などを理由とするとき)雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など

■保険料は追納できます

国民年金保険料の免除または納付猶予を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

承認された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。

ただし、納める保険料は3年度目以降、加算額が上乘せされます。

老齢基礎年金の減額を防ぐためにも、なるべく早めに追納するように心がけ、満額の年金に近づけましょう。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。

追納は申し込みが必要ですので、詳しくは下記へご連絡ください。

問 中村年金事務所 国民年金課

☎(052)453-7200 自動音声案内「2」番を押した後、もう一度「2」番を押してください。